

令和6年度『家庭の日』啓発図画・ポスター募集要項

1 趣 旨

青少年の健全育成には、明るい家庭づくりが不可欠です。

本県では、昭和42年に条例で毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、それぞれの家庭や地域の実情を踏まえ、明るく豊かな家庭づくりが実践できるよう啓発に努めています。

この取組の一環として、県内の小・中学生から「家庭の日」に関する絵画又はポスターを募集します。

2 主 催 岐阜県、（公社）岐阜県青少年育成県民会議

3 後 援 岐阜県教育委員会

4 テ ー マ 家庭の日

テーマ (詳細)	家庭の日に家族そろって地域の行事などに参加している姿や、明るく温かい家庭生活や家族関係などが描かれ、『明るく豊かな家庭づくり』の啓発にふさわしい図画又はポスターとします。
例	○ 「家庭の日」に親子で過ごした思い出や、こんな過ごし方をしたいという想像や希望を描いたもの。 ○ 家族で地域の行事やボランティア活動に参加した様子を描いたもの。 ○ 明るく温かい家庭を思い浮かべて描いたもの。

5 募集対象

岐阜県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校（小学部・中学部）に在籍する児童・生徒

6 応募区分

○図 画（文字無し）・・・小学生

○ポスター（文字有り）・・・中学生

※小学生と中学生で応募区分が異なりますのでご注意ください。

※上記区分によらない場合は、審査の対象となりません。

※義務教育学校については、小中学校に相当する学年でご判断ください。



7 応募方法

- (1) 本人の作品で未発表作品であるもの（1人1点）。
- (2) 四つ切画用紙を使う。絵の具、クレヨンなど描画材料は自由。
- (3) 学校単位での応募となりますので、在学する学校へ提出してください。
- (4) 作品の裏（右下）に、規定のラベル（別紙様式）を貼ってください。
 - ・ラベルには、所属地区、学校名、学年、氏名（ふりがな）、図画もしくはポスターのタイトルを記入する。

8 審査及び発表

- (1) 応募された作品は、主催者が委嘱する審査員により審査します。
- (2) 入選作品は、令和6年10月頃(予定)に、入賞者が在学している学校に通知します。あわせて、岐阜県公式ホームページ等を通じて発表します。

9 賞

- 最優秀賞 小学生(図画)・中学生(ポスター)の部 各 1点
 - 優秀賞 小学生(図画)・中学生(ポスター)の部 計 6点
 - 入選 小学生(図画)・中学生(ポスター)の部 計 40点
- ※優秀賞・入選の小・中学生の割合は、応募点数に応じて決定する。

10 作品の締切日と送付先

- (1) 各学校は、県に出品する作品を、「家庭の日啓発図画・ポスター県出品者名簿(様式1)」を作成し、ラベルを貼った作品と合わせて提出する。

	提出期限	提出先
市町村立学校	9月6日(金)	各市町村青少年担当課
県立特別支援学校	9月6日(金)	<岐阜圏域の学校>
国立学校		県庁私学振興・青少年課青少年係(青少年育成専門職)
私立学校		<岐阜圏域以外の学校> 所在地を所管する県事務所(青少年育成専門職)

- (2) 各市町村の青少年担当課は、学校から提出された作品と様式について、以下の点が適正かどうか確認し、修正の必要があるものは学校と調整のうえ適宜修正する。

<確認を要する事項>

- ・ 図画裏面のラベルが全て記載されているか
- ・ 様式1の記載内容(特に学年、氏名)が正しいか
※類似の漢字(「邊」と「邊」、「崎」と「崎」、「凜」と「凜」など)に特にご注意ください。
- ・ 四つ切画用紙に描かれているか
- ・ 図画の内容が応募区分に合っているか
※小学生がポスター(文字有り)、中学生が図画(文字無し)の作品を応募しても審査対象になりません。

上記事項を確認後、様式1と提出された作品をまとめて提出する。

11 作品の取扱い

- (1) 応募作品は返却します。
- (2) 応募作品は市町村の青少年育成関係の展示会等で展示することがあります。
- (3) 入賞者のうち、最優秀賞・優秀賞については、11月30日(土)開催予定の「岐阜県青少年健全育成県民大会」にて表彰を行い、入選については、所属学校長を通じて賞状等を送付します。
- (4) 入賞作品は、青少年健全育成県民大会会場及び公共施設等において展示し、その後本人に返却します。(令和7年2月頃となります。)
- (5) 入賞者の学校名、学年、氏名、作品、作品のタイトルは公表します。

(6) 入賞作品は、主催者が下記のとおり利用します。

ア 主催者が入賞作品を利用するにあたって、入賞者の学校名、学年、氏名及び作品のタイトルを表示します。

イ 主催者が入賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて入賞作品を拡大・縮小することをあらかじめ承諾いただくものとします。

ウ 入賞作品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、入賞者に帰属します。

エ 主催者は入賞作品を独占的に利用できるものとし、次に掲げる目的に利用できるものとします。

(ア) 入賞作品を、岐阜県公式ホームページ及び新聞等に掲載すること

(イ) 入賞作品の発表のため、各種制作物に掲載のうえ、複製・譲渡・貸与・配布等すること。

(ウ) 最優秀賞作品を、主催者が実施する青少年の健全育成及び家庭の日の普及啓発に関する事業の広報チラシ・パンフレット・ホームページ等へ掲載すること

12 注意事項

(1) 応募作品は、未発表のオリジナル作品とし、応募作品中に、他人が権利を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、必ず著作権者等から許諾を受けてください。

問い合わせ先：岐阜県環境生活部私学振興・青少年課青少年係（Tel 058-272-8238）

※下記ホームページから、募集要項・ラベル・様式1をダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9358.html>